

本市のまちづくりを共に考え、行動してみませんか
あなたの声やアイデアを
市政に生かします!!



意見募集

(パブリックコメント手続)

子ども・子育て支援新制度施行にかかる条例で定める各種基準案

基準案の種類

- ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案、②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案、③児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正案、④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

計画素案の公表場所

育課、子育て支援推進課、各支所、市政情報コーナー、地域公民館、市ホームページなど ※希望者には資料を送付します
意見の提出方法 郵便かファクス、Eメールで、住所、氏名、電話番号を添えて7月25日(消印有効)までに〒892-8677山下町11-1①②③は保育課216-1223 (FAX216-1284、Eメールhoi-shisetu@city.kagoshima.lg.jp) ④は子育て支援推進課216-259 (FAX216-1284、Eメールkoso-suishin@city.kagoshima.lg.jp)

鹿児島市いじめ防止基本方針素案

本市のいじめ防止基本方針を策定します。

計画素案の公表場所

青少年課、各支所、市政情報コーナー、地域公民館、市ホームページなど ※希望者には資料を送付します

意見の提出方法

直接か郵送、ファクス、Eメール、電子申請システムで、住所、氏名、電話番号を添えて8月7日(消印有効)までに〒892-0816山下町6-1青少年課227-1971 (FAX27-1923、Eメールseisyonen@city.kagoshima.lg.jp)

鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画素案

本市の新型インフルエンザなどに関する対策の総合的な推進に関する事項や実施する対策の基本的な事項を示す行動計画を策定します。

計画素案の公表場所

保健所、各保健センター、各支所、市政情報コーナー、地域公民館、市ホームページなど ※希望者には資料を送付します
意見の提出方法 郵送かファクス、Eメールで、住所、氏名、電話番号を添えて7月25日(消印有効)までに〒890-8543鴨池二丁目25-1-11保健総務課258-2326 (FAX258-2392、Eメールhosou-kikaku@city.kagoshima.lg.jp)

事業者などの募集

かごしまITフェスタ 出展企業募集

対象 ICT関連企業、ICTを活用して事業展開を行っている企業・団体

イベント期間 11月15日(土)・16日(日)

会場 鹿児島アリーナ

出展料 有料(7月11日までの申し込みは割り引きあり)
申し込み 8月15日までに
かごしまITフェスタ実行委員会事務局(情報システム課内)216-1115へ ※詳細はかごしまITフェスタホームページをご覧ください

旧改新小学校施設利用者募集

旧改新小学校施設(古里町)のうち、教室棟(3階建て)と教員住宅(平屋)の利用者を募集します。

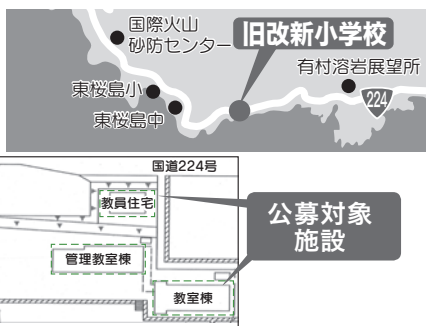
対象 地域の活性化や雇用の創出につながる事業を展開する人など

貸付期間 原則3年間(更新可)

貸付料 無料(維持管理費などは利用者負担)

事業の内容によっては制限がかかることがあります

添えて7月25日(消印有効)までに〒890-8543鴨池二丁目25-1-11保健総務課258-2326 (FAX258-2392、Eメールhosou-kikaku@city.kagoshima.lg.jp)



応募の詳細についてはお問い合わせください
申し込み 直接か郵送で
申込書などを9月1日(必着)までに〒891-1543東桜島町863-11東桜島支所221-2111へ

鹿児島アリーナ指定管理者の募集

内容 鹿児島アリーナを管理運営する指定管理者の募集

指定期間 平成27年4月1日〜平成32年3月31日までの5年間

募集期間 7月10日(木)〜8月14日(木)

応募資格など詳しくは7月10日以降にスポーツ課285-2244へ ※提出書類などは市ホームページからダウンロードできます

指定管理者制度とは

公の施設の管理に民間の能力を活用しながら、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とした制度

お知らせ 都市計画定期見直し 県・市修正案の縦覧

昨年11月に縦覧を実施した都市計画定期見直しに関する変更案のうち、区域区分(線引き)などについて、以下のとおり県修正案の縦覧を行います。また、線引きに関する用途地域などの市修正案の縦覧もあわせて行います。

縦覧する都市計画の種類

県決定 都市計画区域マスタープラン・区域区分(線引き)
市決定 用途地域・特別用途地区

縦覧期間 7月8日(火)~22日(火)の8時30分~17時15分(土日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 県都市計画課、鹿児島地域振興局、市都市計画課

意見書の提出 住所、氏名、職業、年齢を添えて縦覧期間中に県決定分は県都市計画課か鹿児島地域振興局へ、市決定分は市都市計画課へ直接提出

概要は県ホームページ・市ホームページからも閲覧できます

【都市計画課 216-1378(FAX216-1398)】

区域区分(線引き)の修正内容

市街化調整区域へ編入(逆線引き)することとしていた斜面緑地5カ所のうち2カ所を修正しました。(昨年11月からの変更)

- ①吉野町は一部境界を修正
②原良町・常盤町は、全部を逆線引き対象箇所から除外(地図の斜線部分)



7月1日オープン 北部親子つどいの広場「なかよしの」

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流するとともに、子育てに関する情報提供などを行う施設として吉野町(吉野支所隣)にオープンしました。

開館時間 10時~18時 ※7月1日は13時に開館

休館日 12月29日~1月3日

施設内容 子ども広場、託児室、研修室、相談室、ママパルルーム、授乳室、屋外広場など

利用できる人 小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の人、子育て支援の活動を行う人など

- 主な業務 ・子育て中の親と、その子どもが気軽につどい、相互に交流する場の提供
・子育てに関する相談・援助
・子育てに関する講習会などの実施
・子育て支援に関する情報の提供
・子どもの一時預かり

【北部親子つどいの広場(なかよしの) 243-3255(FAX243-3256)】



8月1日施行 鹿児島市火災予防条例の一部改正

多くの人が集まる催し物などで次の義務が生じます。

- ①祭礼・縁日・花火大会・展示会・夏祭り・バザー・文化祭などでの義務
◇火気器具(コンロ・ストーブなどの火を使用する器具)などを使用するときは消火器の準備が必要
◇火気器具を使用する露店などを開設するときは消防局への届け出が必要
②屋外で行われる大規模な催し物での義務
◇屋外で露店などが100店舗以上開設されるような大規模な催し物は火災予防上必要な業務計画の提出が必要

【消防局予防課 222-0970(FAX227-4119)】

